８ページ１段２行目から12行目を次のように訂正します。

①　証明書（競争参加資格）、総合評価のための性能等に関する書類及び入札書を上記３⑶及び⑷に示す受領期限までに、証明書、総合評価のための性能等に関する書類及び入札書は上記３⑴又は⑵に示す場所に提出しなければならない。

②　なお、開札日の前日までの間において契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

８ページ１段19行目から22行目「範囲内であり、入札説明書の要件要求を全て満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った」を「範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で指定する性能等の要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い」に訂正します。

８ページ１段30行目「最低価格をもって入札した」を「評価値の最も高い」に訂正します。

８ページ２段28行目から29行目「11th January 2023」を「13th January 2023」に訂正します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和４年11月11日

契約責任者　日本郵便株式会社

調達部担当執行役員　田中　博之

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

１　掲載日　令和４年９月22日（号外政府調達第177号）

２　訂正内容

⑴　26ページ２段10行目１⑹中「令和４年11月21日午前11時00分」を「令和４年12月21日午前10時00分」に訂正します。

⑵　26ページ２段26行目３中「令和４年11月14日午前11時00分」を「令和４年12月14日午前11時00分」に訂正します。

⑶　26ページ３段８行目６⑹中「11：00　AM 14 November 2022」を「11：00 AM 14 December 2022」に訂正します。

入札公告（建設工事）

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。また、工事件数に関わらず、同一の配置予定技術者２名まで申請可能とする。ただし、同一参加者による複数工事の落札は認めない。

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年11月11日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　藤巻　浩之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

【A】球磨村道沖鶴線災害復旧沖鶴橋上部工工事

【B】球磨村道大瀬吉松線災害復旧大瀬橋上部工工事

（上記工事全て電子入札及び電子契約対象案件である）

⑶　工事場所

【A】熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦～渡地先

【B】熊本県葦北郡芦北町天月～球磨郡球磨村大瀬地先

⑷　工事内容

【A】橋梁形式：鋼２径間連続鋼床版箱桁橋、橋長：182.0m、架設工法：送り出し架設工法、最大支間長：89.8m、支承６基

【B】橋梁形式：鋼２径間連続鋼床版箱桁橋、橋長：131.5m、架設工法：送り出し架設工法、最大支間長：64.75m、支承６基

⑸　工期

【A】契約締結の翌日から令和６年11月29日

【B】契約締結の翌日から令和６年12月17日

⑹　使用する主要な資機材

【A】鋼材：約690ｔ

【B】鋼材：約380ｔ

⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑽　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

⑿　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⒀　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⒁　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⒂　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒃　本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。

⒄　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒅　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18.5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒆　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⒇　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

(21)　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、鋼橋上部及び鋼製橋脚溶接部の品質確保の観点から、工場製作における完全溶け込み溶接継手部の検査に対して、請負者の費用により、全数非破壊検査を実施するものとし、更に、請負者による全数非破壊検査が終了（合格）した溶接継手部に対して、発注者の費用により、監督職員等の立会の下、第三者検査機関による非破壊検査（超音波探傷検査）を実施する。